

令和2年 第4回甲良町教育委員会本会議議事録

令和2年12月15日(火)、甲良町公民館において、令和2年 第4回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

松田教育長、日下和子委員、尾崎隆昭委員、藤真照委員、
新家美静委員

1. 委員以外の出席者は、次のとおり

福原教育総務課次長、藤村学校教育課長、望月教育総務課課長補佐、

1. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和2年第3回会議録承認の件(日下委員)
日程第2		会議録署名委員の指名(藤委員)
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第24号	令和3年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて
日程第5	承認第25号	甲良町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱につき、承認を求めることについて

○松田教育長 それでは、失礼します。

教育委員の皆さんには、本日、大変厳しい寒さの中、お集まりいただきましてありがとうございます。

予定の時刻より少し早いんですが、ただいまより令和2年第4回教育委員会本会議を始めさせていただきます。ここから座って失礼します。

早速ですが、日程第1 令和2年第3回会議録承認の件につきまして、日下委員、よろしくお願ひします。

○日下委員 正確に記載されてましたことをご報告いたします。

○松田教育長 ありがとうございます。

次に、日程第2 会議録署名委員を指名させていただきます。藤委員、よろしくお願ひします。

○藤委員 はい。

○松田教育長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、教育長報告を2点させていただきます。

まず、第1点目ですが、今年はコロナということで、その対策、対応に非常にこう、苦慮しました。学校教育現場におきましても、同じように教職員が一丸となって、その対策、対応に努力をしていただきました。3月から全国一斉の休業というようなこと、それから当町では7月に小学生に関して短期間ではありましたが、休校をとというような西小学校もございました。そういうような中で、いかに今年度の授業時間数、授業日を確保するのかというようなことが、まず学校運営におきましては最大の課題でありました。その授業時間数の確保というような点で、本町におきましては、夏休みを15日間短縮し、授業日、授業時数の確保に努めてまいりました。なおかつ中学校は、土曜日の授業も5日間、実施を2学期にいたしました。また、臨時休校を7月にいたしました西小学校におきましては、これから始まる冬休みを4日間短縮をしまして、授業時数を確保しようというような計画で現在、進んでおります。確認を学校教育課長がしましたところ、何とかこのままで学校を開校できたなら、今年度の授業時間数は確保できそうであるというような報告も受けています。

同じように、コロナ対策、対応を考えて、学校行事、とりわけ大きい学校行事について教職員が議論し、その中にPTAも入っていただいていたの行事の実施でありました。その中で大きな行事としましては、小中学校の修学旅行についてであります。基本的には例年のような修学旅行は、小学校2校、中学校ともに中止というような形になっております。その代替としまして、小学校は1日あるいは2日の日帰りのバス遠足として分けて実施をする。すなわち泊を伴わないような思い出のバス遠足を子どもたちと共につくってい

こうという動きです。それから中学校も、再三、P T A、保護者会と相談をしながら、何とか実施できないかというような努力をしていただきましたが、結局、中学校も中止ということで、その代わりに1日バス遠足をとということで、中学校の方ももう実施はなされております。

次に、運動会についてであります。この運動会もコロナへの対策を最優先に考えて、縮小しながらも各校で教職員が議論を重ねて、工夫して実施をされました。縮小と申しますのが、時間的にもう短くするという、あるいは工夫の1つとしては、低、中、高学年部で子どもたちが入れ替わっていく、観客も入れ替わっていくというような。これは密を避けるというようなことで、けど、できるだけ沢山の方に子どもの姿を見ていただきたいというようなことも考えて、それぞれ各校の工夫が見られる運動会として実施をしていただきました。

こういう形で、子どもたちには満足かと聞きますと、そうでない、そういうような受け止めをしている子どももいるだろうと思いますが、教職員にとっては、事前の協議については教師力を高める、そんな学びの場になったのではないかなど。去年、こんなんやったさかいに、今年はどういうこと考えてこういうようにやっていこうということでは、もう今年度の場合、通用しない。そんなコロナ対策と対応を必要とされましたので、そういう意味では議論はしっかりと深まったというように思います。

次、報告の2番目ですが、もうご存じのように報道でもなされていますG I G Aスクール構想、これはI C T教育について来年度より全国的に本格的にどの学校でも実施できるようにというようなことで、国が大きなかじを切って、今年度、G I G Aスクール構想ということで、本町、本県においても着々と環境の整備、それからタブレットの購入等を進められています。

このI C T教育につきましては、本町でも昨年度から取組は進めたんですが、今年度からI C T教育推進検討委員会というのを立ち上げて、いわゆるどのように甲良町でI C T教育を進めていくのかというようなことについて組織を上げて検討を加えてもらうというようなことに、現在取り組んでいるところです。

このI C T教育については、後ほど藤村学校教育課長に説明をしていただきますが、メリット、デメリットをしっかりと我々は把握した上でこのI C T教育を進めなければならないという。メリットとしましては、子どもたちがタブレットなりパソコンなり端末を使いますので、学習に対する興味関心が非常に高まっていくと。そうして集中ができるようになっていくというような、そういうメリットがございます。あるいは教科書やテキスト等の活字だけでなしに画像や動画も活用して、子どもたちの視覚や聴覚に訴えかける

学習もできるということで、これも非常に子どもたちの理解が深まっていく、そういうようなメリットがございます。また、教員の働き方改革等もここ数年前から叫ばれてますが、教員がプリントを用意したりする時間が削減できる、あるいは教職員間の情報共有もより簡単に電子センターでできるというような、そんなメリットもございます。あと、デメリットは、情報の漏えい対策をきちんとしていかないと非常に危険な部分があるということ。それから私も同じなんです、ICT機器に苦手意識を持つ教員の負担が大きくなる。ここを何とか、先ほど申し上げた本町のICT教育推進検討委員会の研修あるいは研究を充実させながら負担感が少なく、やってみようかというような苦手意識を持つ先生方にそんな支援ができればというようなことを思います。

それからもう一つ、非常に心配しているのは、ICT機器を使いこなすことが授業の目的になってしまって、本来の授業の狙いがおろそかになるのではないかと。もう使えたというので、そこで止まってしまうということに子どもも教師もなりかねないというような心配もありますので、その辺のところもきちんと共通理解、授業の狙いを分かりやすくするための、理解しやすくするためのツールである。これがICT機器やというようなことで進めていけたらと思います。

それでは、ICT教育について藤村課長、お願いします。

○藤村学校教育課長 失礼します。資料の方は用意させていただきましたので見ていただきたいと思います。

今、概略は教育長の方からお話があったとおりです。GIGAスクール構想というのは、まず児童・生徒向けの1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを構築することによって、特別な支援を要する子どもを含めた多様な考えを持っている子どもたちに一人一人の個別最適化な教育をすることによって資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することによってでございます。だから、今、教育長が言われましたように、ICTを使うんですが、やはり目的としては、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成するというのが目的になっております。そのツールとしてICTが使われていくというようなことでございます。

2段目の表で、これまで我が国の教育実践と今まで積み上げてきたものがございます。それと今のICTをうまく結びつけて、児童・生徒の力を最大限に引き延ばすということが目的になっておりますので、ICTを使う、タブレットを使うことだけが目的でなくて、それを活用して子どもの力を伸ばしていくというところでございます。

このGIGAスクール構想なんです、今やこの社会を見ますと、あらゆる

る場面でインターネット、スマホ、タブレットというもので子どもたちの日常はつながっております。現今のSociety 5.0時代と言われましてインターネットで全ての人やものがつながって、そして様々な知識や情報が共有によって今までにないような価値を生み出していくというような時代になっていくというふうに言われております。また、人工知能AIにより必要なときに必要な情報を引き出せるような、このような時代になっていくと言われております。その中で生きる子どもたちにとって、やはりICTを基盤とした先進技術を生かすということは不可欠なものになっているというところからこの事業が行っています。

そこで、それをするために3つ大事なことを言われています。1つ目はハード面です。今、町の方で進めています1人1台のタブレット、そして高速通信環境というのはハード面でございます。2つ目はソフト面です。何を使うかということで、今、デジタル教科書、そしてデジタルコンテンツを使ったりとか、またAIのドリルを使って、その子どもに合ったドリル学習ができるようにというようなことで、ソフト面をどのようにしていくかということ。もう一つ大事なのが教師の指導力です。どのように指導していくかということが大きな形になっています。このGIGAスクールによりまして、GIGAスクールサポーターというのを町の方で予算化していただいております。そのサポーターによって、各校でGIGAスクールの推進をするためにどのようにしていったらいいのか研修を行ったり、そして使い方を学習したりというようなことを今、考えております。

教育長の話にもありましたように、甲良町ICT教育推進検討委員会では、どのようにやっていこうということが授業研究についても研修をする予定でございます。県の教育委員会におきましても、来年度の話としては、このICT教育を使った活用の研修を進めていくというようなことも聞いておりますので、そこでICTを使った授業づくりというのを進めてまいりたいと思います。本年度からする予定でしたが、残念ながらコロナの影響で研修というのがほとんどできてない状況です。町でも先進地へ行って、視察というのでも計画しておりましたが、やはりちょっとこの時期ですので来てもらったら困るというようなことも言われて中止をしたというような経緯もございます。そんなことで、なかなか研修とかできないので、来年度はこの研修を主にやっていきたいと考えているところでございます。

それで、ICTの教育を進めて変容イメージというイメージ図がこれ、プリントの方で用意させていただきました。一斉学習、個別学習、協働学習とございます。一斉学習の中では、今でしたら電子黒板を使って、それを大きく提示をしたりというようなことで進んでおりますが、タブレットを使うこ

とによって一人一人の書いたことが瞬時に教師が分かったりとか、また書いてもらう、すぐにタブレットのものを電子黒板に映したりと双方向の授業が可能になるというようなことが考えられています。そして、個別学習としましては、今まででしたらドリルとか全員が同時に同じ内容を学習していくという手法でしたが、そんな中ではやっぱり理解度。やっぱりできる子はいいんですが、分からない子はちょっとなかなか今までは困難であったというようなこともございます。タブレットを使うことによって、例えば算数でしたら、この問題ができなかったら少し易しめの問題にAIが、それで次の問題になると。そして、基本的なところから必要な子はそこを重点的にやっていく。逆にどんどんできる子は進んでいけるというふうに個別に合った。先ほど言いました個別最適化のことが可能になっていくというようなことが言われております。協働学習につきましてもやはり今まででしたらノートに書いていたのをすぐには発表できなかった子が、タブレットに書くことによって、それを瞬時に黒板の方に映せたりとか。言えなかった子がすぐに資料を見て、そこで考えるということで、学びが転換していくんじゃないかなというふうに言われております。

下の方に学習の例として書かれておりますが、調べ学習は今まででしたらパソコン教室に行って、インターネットで調べたりということがありましたが、タブレットを使うことによって瞬時に分からないことを調べたりとか、動画など情報を収集することができるということです。表現・制作につきましては、長文の作成は今まで作文用紙に書いてというようなことで、なかなか推敲等ができなかったのが、やっぱりソフトを使うことによって遂行が可能になったりとかやりやすくなったり。また写真や動画等を貼り付けて自分の作品が作れるということもできるということです。

遠隔教育といいまして、またオンラインで結びつく。日頃交流のない過疎地とか離島の子もたちと交えながらオンラインで学習することが可能である。またコロナによって休校がもしなった場合、学校と家庭とを結んでオンラインができるというようなことも例に出しております。

下に情報モラルの教育と書いてあります。やはり先ほど教育長が心配されていたように情報漏えいとか、また書き込みをすることによって人権を傷つけるようなことがあったりというようなことも起こってきますので、情報モラルというのはやっぱりしっかりと勉強していく。そして情報の確かさというのを見極めるということも大事というような、ここで言われておりますので、このような形でICTを使いながら学習がだんだんと変容していくんじゃないかなと、このような変異をめざしていきたいなということです。

裏面の方には各教科についてのこのような使い方ができるんじゃないかな

ということで、文科省の方が書かれているものでございます。

真ん中の方に算数科でしたらグラフ等瞬時に可視化できるというか、図形とかそんいうなんが操作ができるというようなこともございます。教育というのをこのように可能になっていく。また、やったことが録画することによって、残しておいてもう一度検証ができるとか、そういうメリットもございますので、そういうなんを駆使しながら学びの質を高めていって、どの子ども興味を持ってできるような学習にしていきたい。そんなことによって子どもたちの資質・能力が向上していくということをめざしているのがGIGAスクールでございます。少し長くなりましたが、以上でございます。

○松田教育長 2点報告をさせていただきましたが、何かご質問等ありましたら、お願いします。

これ、今、言葉と活字を見ていただいていますので、実際、来年度導入されたら、一度それを使っている子どもたちの授業を見る機会があると一目瞭然ですので、より深く分かっただけかと思えますので、そのようなことも来年度、実施したいなということを思います。

それでは、ないようでしたら、次の方へ進めさせていただきます。

次に、日程第4 承認第24号 甲良町立学校運営協議会設置規則の制定につき承認を求めることについて事務局より説明をお願いします。

○福原次長 一番上の日程1枚、おめくりください。

承認第24号でございます。甲良町立学校運営協議会設置規則の制定につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。令和2年12月15日。甲良町教育委員会教育長。甲良町立学校運営協議会設置規則の制定につき承認を求めることについて教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめくりください。藤村学校教育課長の方より説明いたします。

○藤村学校教育課長 甲良町立学校運営協議会設置規則の説明をさせていただきます。

この規則につきましては、前回第3回の教育本会議で教育長が説明しましたコミュニティースクールを設置するための規則でございます。コミュニティースクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことをいいます。それにより運営協議会を設置する規則でございます。この規則の上位法としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5項で、次のように定められております。

「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」と定め

られたことによるものでございます。では、お手元の規則をご覧ください。

第2条でございます。趣旨としてまして、上から3行目です。「保護者及び地域住民等の学校運営への参画、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むもの」でございます。設置は、第3条に各小中学校ごとに設置をします。第4条から第7条につきましては、内容について触れております。学校運営等に関する基本的な方針の承認。はい、次のページ、ご覧ください。学校運営等に関する意見、学校運営に関する評価、情報提供というものでございます。第8条では、「委員の任命は10名以内とし、校長の推薦により教育委員会が任命するもの」でございます。(1)から(6)までの中から任命をしていきます。そんな方々につきましては、9条で守秘義務が課せられております。任期につきましては、任命の日から任命を受けた年度の末日までということで、再任を妨げないというふうにしております。以下、報酬や会議、研修、処務等を絡めたものでございます。付則としまして、この規則は令和3年4月1日から施行するというふうになっております。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○**松田教育長** はい。説明は終わりました。

承認第24号につきまして質問等ございましたら、委員の皆さん、お願いします。はい。それでは、質問等、少し時間は足りないかも分かりませんが、ないようですので、承認の方を取りたいと思います。今ほど説明がございました承認第24号につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第24号は承認されました。

続きまして、日程第5 承認第25号につきまして、事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、要綱制定をおめぐりいただいて、承認第25号をお願いします。甲良町立学校学校評議員設置要綱を廃止する要綱につき承認を求めることについて上記の議案を提出する。令和2年12月15日。甲良町教育委員会教育長。甲良町立学校学校評議員設置要綱を廃止する要綱につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめぐりください。藤村学校教育課長の方よりご説明いたします。

○**藤村学校教育課長** 甲良町立学校学校評議員設置要綱を廃止する要綱について説明させていただきます。

これまでありました甲良町学校評議員制から、先ほど承認をいただきまし

た学校運営協議会へ移行するため、このたび甲良町立学校学校評議員設置要綱を廃止するものでございます。

今までは、学校評議員として校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものということで設置されておりました。それが、もう一步進めて、学校の運営に参画をし、そして支援、協議をしてどのようにしていくか、地域共に学校をつくっていくということで、先ほど学校運営協議会の設置の要綱を承認していただいたところです。そのように発展的に考えてみてということで、今回、学校評議員設置要綱の廃止を求めるものでございます。付則としまして、この要綱は令和3年4月1日から施行します。

以上です。よろしく申し上げます。

○松田教育長 承認第25号につきまして事務局より説明がございました。

ご質問ございましたら、お願いをします。よろしいでしょうか。それでは、承認につきましてお願いをします。承認第25号について承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。

以上で、本日の教育本会議の議事は終わりました。これにて令和2年第4回教育委員会本会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、今日の議題はすべて終了